



発電側課金制度導入、託送料金見直しおよび  
燃料費等調整額の算定方法に関する電気需給約款変更についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

伊藤忠エネクス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 CEO：吉田朋史、以下「当社」）は、一般送配電事業者が2023年12月に託送供給等の変更申請を実施したことに加え、昨今の電力市場環境の変化等を考慮し、2024年4月1日より電気需給約款（特別高圧・高圧・低圧、以下「本約款」）の見直しをさせていただきますこととなりました。

主な内容につきましては、以下をご覧ください。

**(1) 変更の対象となる約款**

当社が供給する電気需給約款（特別高圧）、電気需給約款（高圧）、および電気需給約款（低圧）

**(2) 変更内容**

本約款別表1（燃料費調整）にて当社電源燃料費調整制度を適用いたします。

※変更後の本約款につきましては、当社ホームページ

<https://www.itcenex.com/ja/business/detail/power-retailing/index.html>）をご確認ください。

**(3) 効力発生日**

2024年4月1日より変更後の電気需給約款が適用となります。

**(4) 変更後の料金適用**

2024年5月検針分のご請求より適用いたします。

※5月検針期間中に契約を終了された場合においても変更後の燃料費調整単価が適用されます。

**(5) 変更の根拠**

本約款第2条（電気需給約款の変更等）

以上

**【お問い合わせ先】**

伊藤忠エネクス株式会社

電力・ユーティリティ部門 電力法人営業部

TEL：03-4233-8041